

静岡県告示第636号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

令和7年9月26日

静岡県知事 鈴木 康 友

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
株式会社mel a	裾野市佐野 1369番地の5	児童発達支援・放課後等 デイサービス mel a	裾野市二ツ屋 175-21	令和7年 9月1日	児童発達支援、放課後 等デイサービス	特定無し
タップ株式会社	袋井市中新田 35番地	放課後等デイ サービスひま わり袋井駅前 校	袋井市高尾町 5-22 袋井 センタービル 1F	令和7年 9月1日	放課後等デ イサービス	特定無し